

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案

令 和 6 年 6 月

鳥 栖 市

6 月 市 議 会 定 例 会 議 案 一 覧 表

議案甲第 18 号	九州国際重粒子線がん治療センターに係る固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例……………	3
議案甲第 19 号	佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………	4
議案乙第 17 号	令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
報 告 第 1 号	専決処分事項の報告について……………	5
報 告 第 2 号	継続費繰越計算書について……………	7
報 告 第 3 号	繰越明許費繰越計算書について……………	9
報 告 第 4 号	継続費繰越計算書について……………	13
報 告 第 5 号	繰越明許費繰越計算書について……………	15
報 告 第 6 号	予算繰越計算書について……………	17
報 告 第 7 号	予算繰越計算書について……………	19

議案甲第 18 号

九州国際重粒子線がん治療センターに係る固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

九州国際重粒子線がん治療センターに係る固定資産税等の課税免除に関する条例（平成 24 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（課税免除） 第 2 条 課税免除の対象は、センターに係る公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団及び九州重粒子線施設管理株式会社が所有する家屋又は償却資産（以下「固定資産」という。）のうち、センターの事業の用に供する固定資産とする。 2 課税免除の期間は、平成 25 年度から平成 44 年度までとする。	（課税免除） 第 2 条 課税免除の対象は、センターに係る公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団が所有する家屋又は償却資産（以下「固定資産」という。）のうち、センターの事業の用に供する固定資産とする。 2 課税免除の期間は、平成 25 年度から令和 14 年度までとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 4 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

九州国際重粒子線がん治療センターの運営体制の変更に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 19 号

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を次のように変更することについて協議したいので、同法第 291 条の 11 の規定により、市議会の議決を求める。

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年佐賀県指令 18 市町村第 010012 号）の一部を次のように変更する。
別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 4 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和 32 年条例第 7 号）第 2 条第 5 号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 4 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和 32 年条例第 7 号）第 2 条第 5 号の事項を次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 19 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	33,152円

2 事件の概要

令和6年3月18日午後2時10分ごろ、自家用車で市道蔵上水町2号線（鳥栖市蔵上三丁目216番地先）を走行中、路面の轍掘れによる隆起にフロントアームが接触し、損傷した。

報告第 2 号

継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度鳥栖市一般会計予算の継続費の経費の残額を令和 6 年度に繰り越したので、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

令和5年度鳥栖市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継 続 費 の 総 額	令和5年度継続費予算現額			支 出 済 額 及 び 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度繰次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
2	1	新庁舎整備事業	円 795,700,000	円 187,300,000	円 0	円 187,300,000	円 184,000,000	円 3,300,000	円 3,300,000	円 3,300,000	円 0	円 0	円 0
総務費	総務管理費												

報告第 3 号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度鳥栖市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和 6 年度に繰り越したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

令和５年度鳥栖市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍情報システム等改修事業	円 17,600,000	円 17,600,000	円 0	円 17,600,000	円 0	円 0	円 0
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰に伴う 低所得世帯支援 給付金給付事業	253,013,000	94,487,000	0	94,487,000	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス ワクチン接種事業	26,139,000	5,665,000	0	5,665,000	0	0	0
	3 清掃費	旧ごみ焼却施設解体等 調査設計事業	19,000,000	14,960,000	0	0	0	0	14,960,000
		次期リサイクル施設 整備事業	55,500,000	54,463,000	0	0	0	0	54,463,000
6 農林水 産業費	1 農業費	さが園芸８８８整備 支援事業	6,888,000	5,712,000	0	4,393,000	0	0	1,319,000
		防災重点ため池整備事業	22,000,000	22,000,000	0	22,000,000	0	0	0
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券 発行事業	78,500,000	72,736,000	0	72,736,000	0	0	0
		四阿屋周辺整備事業	26,673,000	25,442,000	0	0	19,000,000	0	6,442,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路舗装事業	70,000,000	70,000,000	0	35,000,000	35,000,000	0	0
		橋梁長寿命化事業	96,191,000	60,192,000	0	33,105,000	26,600,000	0	487,000

8 土木費	2 道路橋梁費	交通安全施設整備事業	3,000,000	3,000,000	0	1,650,000	1,300,000	0	50,000
		道路整備交付金事業	416,500,000	399,423,000	0	58,006,000	305,100,000	0	36,317,000
		道路改良事業	18,000,000	18,000,000	0	0	0	0	18,000,000
	4 都市計画費	大規模盛土造成地調査事業	20,000,000	16,200,000	0	10,000,000	0	0	6,200,000
		市民公園整備事業	109,951,000	109,950,000	0	52,538,000	47,200,000	0	10,212,000
		公園施設長寿命化事業	81,622,000	81,622,000	0	40,336,000	38,200,000	0	3,086,000
		鳥栖駅周辺整備事業	4,992,000	4,992,000	0	0	0	0	4,992,000
	5 住宅費	既設公営住宅改善事業	40,865,000	40,862,000	0	16,796,000	0	0	24,066,000
10 教育費	1 教育総務費	いじめ問題対策委員会経費	500,000	500,000	0	0	0	0	500,000
	2 小学校費	特別支援学級整備事業	7,618,000	5,793,000	0	0	0	0	5,793,000
		若葉小学校屋内運動場倉庫改修事業	1,837,000	1,837,000	0	0	0	0	1,837,000
		基里小学校フェンス改修事業	5,000,000	4,921,000	0	0	0	0	4,921,000
		旭小学校大規模改造事業	26,158,000	21,000,000	0	0	18,800,000	0	2,200,000

1 0 教育費	3 中学校費	特別支援学級整備事業	3,311,000	3,311,000	0	0	0	0	3,311,000
		鳥栖西中学校バスケット ゴール改修事業	9,500,000	6,611,000	0	0	0	0	6,611,000
	4 社会教育費	市民文化会館改修事業	124,936,000	87,639,000	0	42,793,000	38,500,000	0	6,346,000
	5 保健体育費	陸上競技場改修事業	37,000,000	24,100,000	24,100,000	0	0	0	0
1 1 災害復 旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 事 業	117,725,000	55,007,000	0	40,132,000	3,700,000	45,000	11,130,000
	2 土木施設 災害復旧費	土木施設災害復旧事業	29,695,000	19,492,000	0	14,696,000	4,700,000	0	96,000

報告第 4 号

継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算の継続費の経費の残額を令和 6 年度に繰り越したので、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継 続 費 の 総 額	令和5年度継続費予算現額			支 出 済 額 及 び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度通次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
1 事	1 事	新産業集積エリア整備事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
業	業		6,127,000,000	1,761,332,000	43,469,000	1,804,801,000	1,421,432,100	383,368,900	383,368,000	34,000	34,000	383,300,000	0
費	費												

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和 6 年度に繰り越したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	1 事業費	新産業集積エリア 整備事業	円 75,000,000	円 75,000,000	円 0	円 0	円 75,000,000	円 0	円 0

報告第 6 号

予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度鳥栖市水道事業会計予算の一部を令和 6 年度に繰り越したので、同条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

令和5年度鳥栖市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
						企業債	損益勘定 留保資金	その他			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	安楽寺 水源地浸水 対策事業	円 114,678,000	円 0	円 114,678,000	円 40,000,000	円 74,678,000	円 0	円 0	円 —	設計変更等 に不測の日 数を要した ため。
		導・配水管 更新 整備事業	167,527,000	0	167,527,000	60,000,000	107,527,000	0	0	—	材料の納品 等に不測の 日数を要し たため。

報告第 7 号

予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項及び第 2 項ただし書の規定に基づき、令和 5 年度鳥栖市下水道事業会計予算の一部を令和 6 年度に繰り越したので、同条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

令和5年度鳥栖市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度 繰越額 に係る 繰越を 要する たな卸 資産の 購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	繰越 工事資金	損 勘 留 資 益 定 保 金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	下水道 施設 整備事業	円 536,204,000	円 53,980,000	円 482,224,000	円 222,222,500	円 231,900,000	円 28,090,500	円 11,000	円 0	円 —	機器資材 の納入に 不測の日 数を要し たため。
		管きよ 整備事業	436,140,000	0	436,140,000	191,777,450	229,000,000	15,200,000	162,550	0	—	国の臨時 経済対策 に係る事 業であり、 完了が翌 年度とな っている ため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			不用額	翌年度 繰越額 に係る 繰越を 要する たな卸 資産の 購入限 度 額	説 明
						国庫補助金	企 業 債	損益勘定 留保資金等			
1 下水道 事業費 用	1 営 業 費 用	下 水 道 施 設 整 備 事 業	円 3,832,000	円 0	円 3,832,000	円 0	円 0	円 3,832,000	円 0	円 —	機器資材 の納入に 不測の日 数を要し たため。